

副籍制度への取組

東京都教育庁指導部
義務教育特別支援教育指導課

統括指導主事 山中ともえ

1 副籍制度の目的

- 都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、**居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍**(以下「副籍」という。)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度

2 副籍制度導入までの経緯

昭和63年～ 心身障害児理解教育推進事業
* 学校間交流の推進

平成15年12月 心身障害教育改善検討委員会
* 居住地校交流の検討

平成16年 9月 居住地校交流の開始

平成16年11月 東京都特別支援教育推進計画
* 副籍制度を示す

平成17年4月 副籍モデル事業の開始
* 北区、八王子市、調布市、あきる野市で試行

平成19年～ **全都で副籍制度開始**
副籍ガイドライン作成・配布

副籍制度の充実に向けて

〔地域指定校の友達の声〕
 Aさんのお母さんから
 Aさんの生い立ちの話を
 聞いて、思わず泣いて
 しまいました。これからは
 町で会ったときに声を
 かけようと思います。



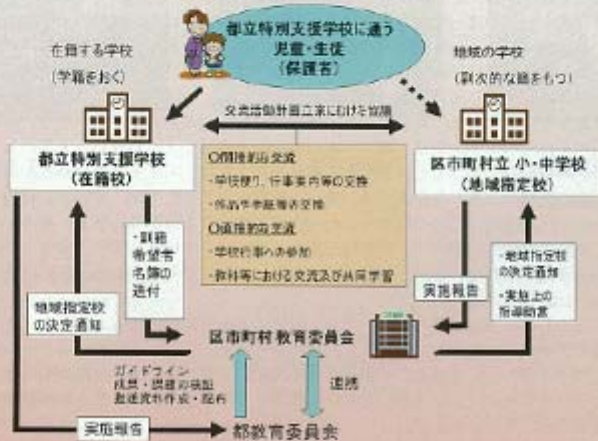
たくさんのお友達に囲まれて（小学校での直接的な交流）

〔保護者の声〕

地域の保育園に通っ
 ていたこともあり、近
 所に友達が多く住んで
 います。卒園した後も
 声をかけてくれること
 が何よりうれしいです。

副籍制度とは… 都立特別支援学校の小・中学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、間接的・直接的な交流を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。この制度により居住する地域の中で、児童・生徒がお互いの違いを認め合い、尊重する経験をとおして相互理解が進み、「豊かな心」をはぐくむことにつながっていくことが期待されます。

副籍制度のイメージ図



平成 21 年 3 月 東京都教育委員会

平成21年3月発行

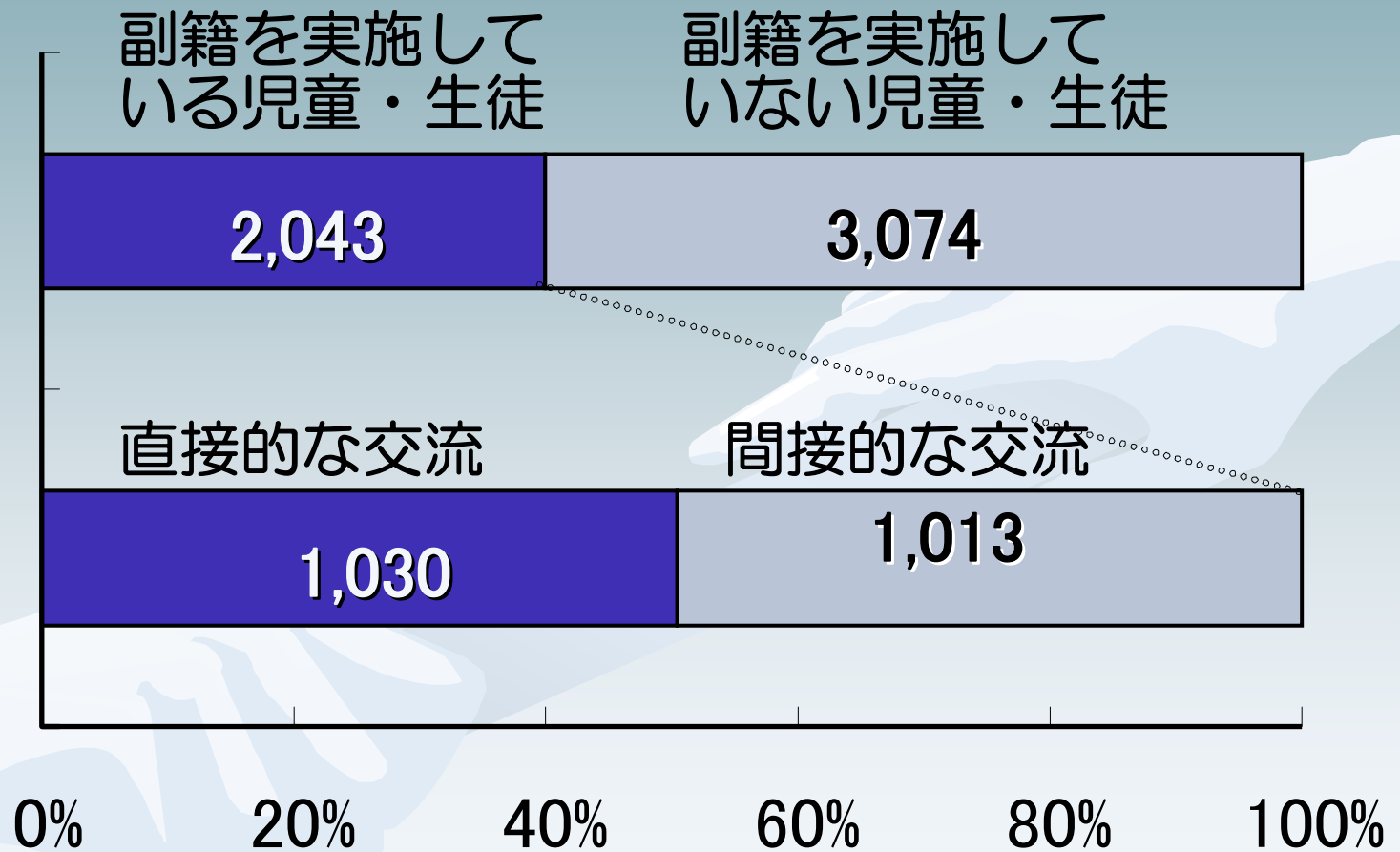
都内公立小・中学校 全教員に配布

3 副籍で行う交流活動の内容

- 対象……………希望する都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒全員
- 地域指定校……………原則として居住地に最も近い小学校又は中学校
- 交流の内容
 - ①間接的な交流…学校便り、学校行事の案内等の交換(全ての児童・生徒)
 - ②直接的な交流…学校行事への参加、授業への参加、共同学習等

4 副籍の実施状況

平成20年度



5 副籍制度により期待される効果 〈児童・生徒に対して〉

- ①特別支援学校の児童・生徒にとっては、
居住する地域における同年代の児童・生徒との関係が構築され、**地域の一員としての自覚**が芽生える。
- ②地域指定校の児童・生徒にとっては、**障害に対する正しい理解と認識**を深め、思いやり等を育むことができる。

5 副籍制度により期待される効果 〈教職員や保護者に対して〉

- ③地域指定校の各教職員や保護者が、障害のある児童・生徒への正しい**理解と認識を深める**多くの機会を得られる。
- ④特別支援学校、地域指定校**双方の教職員や保護者の連携が深まり**、特別支援教育の協力・協働体制づくりを進めることができる。

6 課題

- 特別支援学校の全児童・生徒に副籍を持たせるための理解啓発
- 小・中学校のバリアフリー化の工夫
- 直接的な交流として参加した授業の**教育課程上の位置付けや評価**
- 直接的な交流として参加する行事の**安全確認**や派生する**費用**について
- 直接的な交流を実施する際の**送迎や付添い**について
- 間接的な交流の際のたよりを届ける方法や費用について